第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年６月13日

支出負担行為担当官

四国地方整備局次長　吉永　宙司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

○第３号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　高知港三里地区防波堤（南）築造工事

⑶　工事場所　高知県高知市浦戸桂浜地先
高知県高知市仁井田地先

⑷　工事内容　構造物撤去工１式、基礎工１式、本体工（ケーソン式）１式、被覆・根固工１式、上部工１式、消波工１式、安全管理１式

⑸　工期　契約締結日から令和５年８月16日まで

⑹　使用する主要な資機材　基礎捨石約6,000㎥、コンクリート約3,000㎥

⑺　本工事は、入札時に、下記４⑵①に示す特定評価項目１、２に係る技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型・２テーマ））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位５者（ただし、５者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階選抜方式の試行工事である。

⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。

⑿　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⒀　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。

⒁　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、四国地方整備局港湾空港部のホームページにより公表する。

⒂　本工事は、発注者が想定する標準工程を提示する試行工事である。

⒃　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒄　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する試行工事である。なお、本試行の効果の検証に関するアンケート調査に協力するものとする。

⒅　本工事は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において、認定又は表彰された工事実績を企業の同種工事の施工実績及び技術者の同種工事の施工経験として評価する工事である。

⒆　本工事は、公共工事の品質を確保するため、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査」を試行する対象工事である。

⒇　本工事は、「出来高部分払方式」を選択することができるものとし、「出来高部分払方式」を選択した場合は、㉑及び㉒に基づき行うものとする。

㉑　本工事は、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払を実施する「出来高部分払方式」の対象工事である。

㉒　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。

㉓　本工事は、若手（令和４年４月１日時点で満40歳未満）の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、技術指導者という。）を配置できる、「若手技術者育成制度」試行工事である。なお、技術指導者の配置については、競争参加資格確認申請者が選択できるものとする。

㉔　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

㉕　本工事は、施工期間中の荒天休止の実態に基づき、供用係数の精査及び工事期間の延長が必要な場合は工期の延長を行うものとする。

㉖　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

㉗　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ（基礎工、ブロック据付工）の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工及び工事完成図書や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（発注者指定型）である。

㉘　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

㉙　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

㉚　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における令和３・４年度「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶①　特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が850点以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　特定評価項目に係る技術提案が適正であること。（選抜された者）

⑹　平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体においては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有していればよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）